

第 11 動力消防ポンプ設備

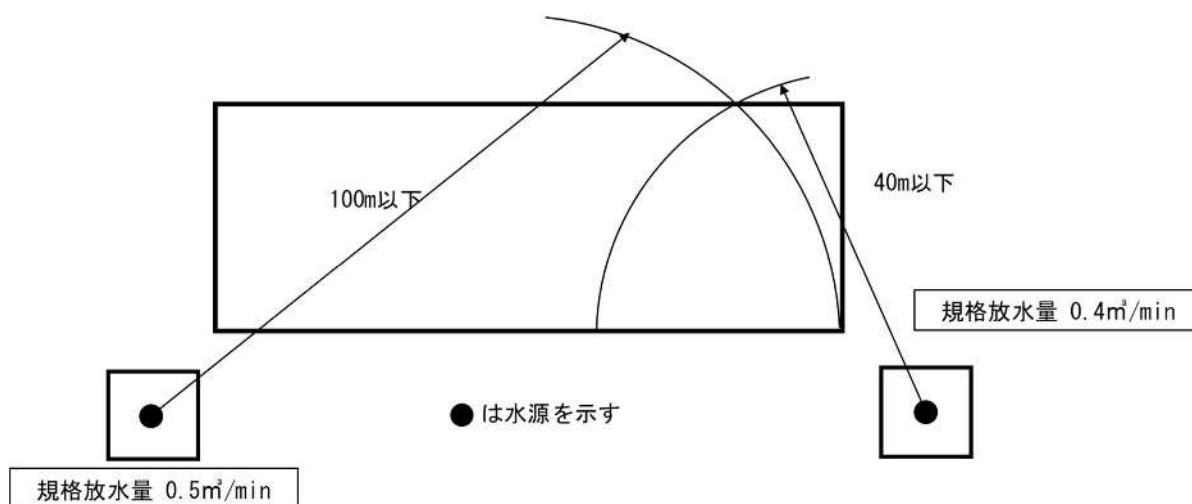
動力消防ポンプ設備は、動力消防ポンプ、ホース、ノズル、吸管及び水源等により構成され、火災の際、動力消防ポンプを起動させ、ホース等により消火する消火設備で、火災の消火を主目的とするものである。

1 設置場所等

- (1) 動力消防ポンプは、設置する水源ごとに設け、かつ、火災及び雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。☞
- (2) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源の直近（概ね 3 m 以内）に設けること。☞
- (3) 動力消防ポンプは、第 11-1 表に示す規格放水量の警戒範囲（防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離）以内ごとに、防火対象物の各部分に有効に放水することができるように設置すること。（第 11-1 図参照）
- (4) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるものを設置し、水源に部署した動力消防ポンプから防火対象物の各部分まで容易に到達できる本数以上を設けること。☞

第 11-1 表

規格放水量	警戒範囲
0.5 m ³ /min 以上	100m 以下
0.4 m ³ /min 以上 0.5 m ³ /min 未満	40m 以下
0.4 m ³ /min 未満	25m 以下



第 11-1 図

2 性能

令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」(昭和 61 年自治省令第 24 号) に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。(第 11-2 表参照)

第 11-2 表

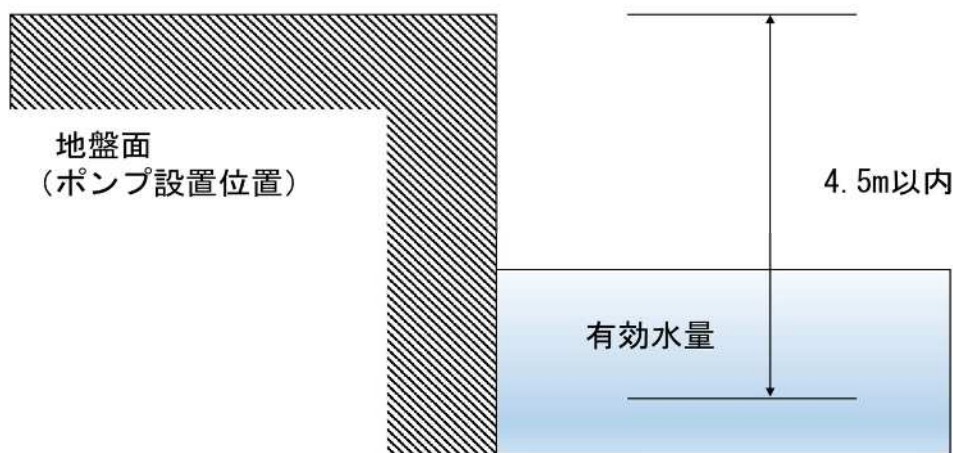
ポンプの級別	規格放水性能	
	規格放水圧力 (MP a)	規格放水量 (m ³ /m i n)
A - 1	0.85	2.8 以上
A - 2	0.85	2.0 以上
B - 1	0.85	1.5 以上
B - 2	0.7	1.0 以上
B - 3	0.55	0.5 以上
C - 1	0.5	0.35 以上
C - 2	0.4	0.2 以上

3 水源

令第 20 条第 4 項第 1 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源水量

- ① 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから 4.5m 以内の水源を有効水量とすること。☞ (第 11-2 図参照)



第 11-2 図

(2) 水源水量の確保

- ① 第 2 屋内消火栓設備 5. (3) を準用すること。
- ② 自然水利の場合は、次によること。
- ア 水量は、 $0.8 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上で、20 分間放水できること。
- イ 水深は、40 cm 以上確保できること。
- ③ 有効水源水量の確保については、投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、当該ピットの大きさは、原則として、一辺が 0.8m 以上・深さ 0.5m 以上とすること。☞
ただし、有効水源水量が確保できる場合には、当該ピットを設けないことができる。
- ④ 他の消火設備の水源とは、使用方法が異なることから併用しないこと。☞

(3) 吸管

吸管は、前 (1) に定める水源水量を有効に使用できる長さのものを設けること。

4 表示

動力消防ポンプの設置場所である旨の表示及び水源である旨を表示すること。

5 その他

動力消防ポンプ設備による代替については、次の (1) から (3) のすべてに該当する場合に限り適用すること。☞

- (1) 動力消防ポンプ設備の維持管理が適切に行われると認められたもの。
- (2) 動力消防ポンプ設備を操作することができる操作員が 4 名以上確保されていること。
- (3) 防火対象物は、原則として、次の①又は②に該当すること。
- ① 令別表第 1 (7) 項、(10) 項、(11) 項、(12) 項、(14) 項、(15) 項の防火対象物
- ② 前①以外の防火対象物で、特に支障がないと認められるもの。